

船橋市親子関係形成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第21項に規定する親子関係形成支援事業として実施する船橋市親子関係形成支援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、船橋市とする。

(対象家庭)

第4条 本事業の対象者は、市内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 親子の関係性や児童との関わり方等に不安を抱える児童の保護者
- (2) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童の保護者
- (3) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童の保護者
- (4) その他本事業の利用が特に必要と認められる者

(事業内容)

第5条 本事業の内容は、次に掲げるものとする

- (1) 親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該児童の保護者に対して行う講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニング
- (2) 同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場の提供

(事業の実施方法)

第6条 本事業の実施方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施する。
- (2) プログラムは、最低4回以上の連続講座とし、各回90分から120分程度とする。

(費用負担)

第7条 対象者が本事業を利用する際の費用は、無料とする。

(秘密の保持)

第8条 本事業に従事する者は、業務上知り得た本事業の対象者又はその家族の個人情報及び秘密を保護し、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。